

安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書

政府は、集団的自衛権の行使を容認した昨年7月の「閣議決定」に基づき、5月15日、安全保障関連2法案を国会に提出した。

衆議院の安全保障法制特別委員会の審議では、審議が進めば進むほど、法の解釈、様々な判断基準、現状の認識などにおいて、理解し難く、矛盾が深まるものとなった。6月4日に開催された衆議院憲法審査会で、3人の憲法学者から憲法違反であるとの指摘がなされたことは、本法案の課題を端的に示すものである。

この間に行なわれた各種世論調査では、「今国会の成立に反対」が6割を超え、「十分に説明されていない」が8割を超えるものとなっている。このような状況の中、安倍首相自らも「十分な理解を得られていない」と認めているにもかかわらず、7月16日の衆議院本会議での採決となり、可決となった。

7月27日から参議院での審議が始まったが、国民の理解が深まるどころか、安全保障関連法案を先取りした「自衛隊内部資料」が新たに発覚するなど、ますます混迷の度合いを深める事態となっている。

戦後70年間、日本は平和憲法のもと「集団的自衛権は認めない」「海外での武力行使は行わない」との立場をとり、「平和国家」として国際的な信頼を得てきた。しかし、本法案は、その原則を大きく転換しようとするものであり、国民は今後の日本のあり方に危惧の念を抱いている。8月9日の長崎平和祈念式典の長崎平和宣言において、田上長崎市長は「現在、国会では、国の安全保障のあり方を決める法案の審議が行われています。70年前に心に刻んだ誓いが、日本国憲法の平和の理念が、今揺らいでいるのではという不安と懸念が広がっています。政府と国会には、この不安と懸念の声に耳を傾け、英知を結集し、慎重で真摯な審議を行うことを求めます」と訴えた。これは多くの国民の気持ちを代弁したものと受け止めるべきである。

政府においては、安全保障関連法案に対する国民の疑問や不安を真摯に受け止め、国民に対し十分に情報を公開するとともに、政府の考え方をわかりやすく説明するなど、時間をかけた国民的議論を尽くすことが求められている。

よって、安全保障関連法案の今国会での成立に固執することなく、慎重審議を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年8月28日

栃木県栃木市議会

内閣総理大臣

防衛大臣

様

衆・参両院議長